

<改正水道法に関する考え方>

1. 広域連携の推進について

(改正水道法)

都道府県は、水道事業者等の間の広域的な連携を推進するよう努めなければならない。

(高知県の取り組み方針)

本県では、災害時の資機材の確保や災害時対応体制の構築、技術力確保のための研修会などを広域的に連携して取り組むことを推進する。

また、職員不足の支援や水道基盤強化促進のための支援組織や支援体制の構築、運用を推進する。

(高知県の具体的な行動)

高知県水道ビジョン推進委員会や部会を開催し、連携できる場の構築や専門委員、技術を保有する事業体と連携し、技術的な支援を行う。

また、補助金などによる財政的な支援や広域支援組織の検討、活用を実施し、また水道関係団体との連携による技術の向上を図る。

2. 適切な資産管理の推進について

(改正水道法)

水道事業者等は、水道施設について、良好な状態に保つために、その維持及び修繕を行うことや、水道施設台帳を作成し、これを保管しなければならない。また、計画的な更新に努め、その事業に係る収支の見通しを作成し、公表するように努めなければならない。

(高知県の取り組み方針)

アセットマネジメントの導入や水道施設台帳の整備を重要施策と位置付け、数値目標を定め、推進していく。

(高知県の具体的な行動)

技術を保有する市町村と連携し、アセットマネジメント導入における助言や簡易ツール情報、市町村の取り組み状況について、情報提供を行う。

3. 官民連携の推進について

(改正水道法)

地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権を民間事業者に設定できる仕組みを導入する。

(高知県の取り組み方針)

本県では、水道事業体の水道基盤強化のための施策として、広域的な連携や受皿組織の活用を進めていく方針であり、公側の立場で事業を進めていく考えである。